

産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会（第8回）議事録

日時：平成28年3月10日（木曜日）14時～16時

場所：経済産業省別館9階944共用会議室

議題

- (1) LPガス事故の発生状況、立入検査の実施状況及びトップヒアリング等について
- (2) 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について
 - ①平成27年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の取組状況について
 - ②平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（案）について
- (3) 認定販売事業者制度の有効活用に係る検討について
- (4) その他

議事内容

○大本ガス安全室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第8回産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、住田商務流通保安審議官より挨拶をいただく予定ですが、到着次第挨拶させていただきますので、よろしくお願いたします。

議事進行につきましては、橘川委員長にお願いいたします。

○橘川委員長　皆さん、こんにちは。本日もよろしくお願いたします。

先日開かれましたアジアLPガスサミット及びその国際カンファランスでも、日本のLPガスの保安に対する取り組み、その到達点というのは非常に高く評価されて注目されていたと思いますので、本日もきっちり議論を効率的に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず大本ガス室安全室長から資料の確認をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　まず初めに、本日の小委員会は、定足数に達しておりますことを御報告いたします。

また、NPO法人テレメータリング推進協議会・谷合様にオブザーバーとして御参加いただいております。

本日の資料につきましては、配付資料一覧のとおり、資料1から資料4までと参考資料がございます。なお、今回から、皆様の机の上に置いておりますiPadにより電子媒体

を見ていただく形式とさせていただきます。当省では審議会等のペーパーレス化を進めており、御協力をお願いいたします。また、お手元の iPad は既に資料が参照できる状態になっております。また、操作等で不明な点がございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

○橘川委員長　それでは、早速議題に入っていきたいと思います。

議事次第にありますように、最初の議題は「LPガス事故の発生状況、立入検査の実施状況及びトップヒアリング等について」です。

引き続き、大本室長お願いいたします。

○大本ガス安全室長　資料1-1から資料2-2まで説明させていただきます。お手元の画面、資料1-1を御覧いただければと思います。まず、資料1-1の27年のLPガス発生状況でございます。

1.の事故の動向でございます。上から3つ目のポツでございますけれども、27年の事故件数は167件でございます。26年の187件から20件減少し、平成18年以降最も少ない件数となっております。死傷者数につきましては62名と、平成26年度の77名から減少してございます。昭和42年よりLPガス事故を統計しておりますけれども、平成25年が一番少ない55名、57年が次に少ないのですが、今回27年は3番目に少ない死傷者数となっております。

続いて、2ページ目を御覧ください。図-2のところでは死亡者数、また負傷者数の5年の平均値を挙げさせていただいています。赤字が死者数、青字が負傷者数となっております。35年から40年前は59人と非常に多かったのですが、マイコンメーター、ヒューズガス栓、またガス漏れ警報器、こういうものを取りつけたことによって、最近の直近では2.2人ということで減少してございます。また、負傷者数につきましても減少しており、最近では70人から90人台で推移している状況になってございます。

続いて、3ページ目を御覧ください。表-1に事故件数、また負傷者がございます。この中で右側に4という数字、B級事故、重大事故が4件発生している状況でございます。

詳細につきましては、7ページ目を御覧いただければと思います。重大事故4件のうちの1件目が、この写真のところに書いているものでございます。2月に千葉県で公共施設で味噌作りのために鋳物コンロを使用中に、換気扇を作動しなかったために換気不良となり、排ガスが室内に充満し、7名の方が軽傷となっております。

続いて、8ページ目を御覧ください。昨年5月に、福岡県でイベント会場のコンテナで

調理中に、容器交換を行おうとして作業員の方2人が一緒に交換していたのですが、1人が容器を交換終了して、隣の方を確認せず、ホース、バルブを開けてしまったということで、まだ作業中の方のところが未接続であったためにガスが漏えいし、7名が軽傷を負ってございます。

続いて、その下に、昨年9月に青森県で、シロアリ業者が小学校の床下で殺虫剤を着火しようとしたときに爆発して、1名が死亡し、7名が負傷する事故が発生しております。これにつきましては、LPガスに起因する事故かどうかも含めて現在調査中でございます。

続いて、9ページ目を御覧ください。昨年の11月、富山県で下水工事業者が作業していたところ、バルクの供給管を破損してしまって、ガスを止めようとして穴に入った作業員が酸欠で亡くなる事故が発生してございます。

続いて、12ページ目に移らせていただければと思います。現象別の死傷者数の事故でございます。昨年は167件でございましたけれども、漏えいが87件で、全体の約半数、52%を占めてございます。漏えい火災、漏えい爆発が約44%、CO中毒が6件ということで約4%という状況になってございます

続いて、14ページ目を御覧いただければと思います。原因者別の事故件数でございます。この167件のうち一般消費者に起因する一番上のところでございますけど、58件と約35%という発生比率になってございます。多いのが点火ミス、立ち消え、また換気扇を回さないなどの不適切な使用によるものになっております。

上から3つ目に、LPガス販売事業者等の起因する事故が24件と、全体の約14%発生しています。中で多いのは、腐食劣化、工事ミス、作業ミスと挙げられます。

また、その下のその他の事業者に起因する事故の中で他工事業者、これが16件発生してございます。また、その下に雪害等の自然災害が31件、全体の約2割発生している状況になります。

続いて、20ページ目を御覧ください。死傷者を伴う事故のところでございます。167件のうち、死傷者を伴う事故は36件発生してございます。そのうち約半数、一般消費者に起因する事故、一番上ですけれども19件発生してございます。点火ミス、先ほどと同じような要因になってございます。

続いて21ページ目、質量販売を御覧ください。表-10でございます。質量販売に起因する事故は、昨年27年が6件でございます。消費者による器具の点火ミス、また接続ミス、容器交換時の作業ミス等によって発生してございます。

続いて22ページ目、バルク供給の表－11を御覧ください。昨年のバルク供給の事故については4件発生してございます。そのうち1件で負傷者が出てございます。これにつきましては、バルク貯槽の安全弁の交換時に、作業員が誤って弁取りつけ部を損傷し、負傷する対応事故が発生してございます。

その次、23ページ目を御覧ください。過去11年、法令違反を伴う事故が14年発生してございます。うち7件は販売事業者に起因する事故で、主な法令違反として、事故届を出していなかった、接続の確認を行っていなかった、埋設管の漏えい検査を行っていなかった、設備士の資格を有していなかった、そういうようなものが挙げられます。

24ページ目、分析のまとめでございすけれども、重複するので省略いたします。

その後、25ページ目以降は事故集計が挙げられています。

最後の32ページ目に都道府県別の事故件数も挙げております。説明については割愛させていただきます。

続いて、資料1－2を御覧いただければと思います。平成27年度の立入検査の実施状況及び平成28年度の立入検査の重点になります。これは、私ども本省と各地の産業保安監督部が実施しているものになります。

1ページ目が、本省における27年度の立入検査の状況になります。これまで20社（24事業所）を対象に立入検査を実施してございます。その結果、販売事業者2社に対して、商務流通保安審議官の文書による嚴重注意、また3社に対してガス安全室長による行政指導、文書による嚴重注意を行ってございます。また、軽微な事案については、担当官からの口頭注意等を行ってございます。

3ページ目に移らせていただきます。産業保安監督部における立入検査につきましては、102社（108事業所）を対象に立入検査を行ってございます。この結果、6社に対して産業保安監督部長による行政指導、改善指示を行ってございます。

また、来年度の立入検査の重点というところにつきましては、昨年に引き続き、過去に行われた法令違反を踏まえ、10項目を重点に確認することとしてございます。

その後の資料、これは説明を省略しますけれども、立入検査結果ということでその結果を挙げさせていただいております。説明は省略させていただきます。

続いて、資料1－3、トップヒアリングの資料のほうに移らせていただきます。トップヒアリングにつきましては、私ども本省で、毎年、LPガスのトップの方にLPガスの保安に関する取り組み状況というのをヒアリングさせていただいております。今年度も10社の

事業者にご協力いただいております。

その結果、法令違反につきましては、この1ページ目のところでございますけれども、コンプライアンス等を含めた会議、またLPガス販売事業者の議論を再確認するためにチェックを行うなどの取り組みを行っていただいております。

続いて、2ページ目を御覧ください。事故防止対策につきましては、CO中毒事故の防止で、CO警報器、換気警報器の設置の推進、また一般消費者に起因する事故防止で、ガス栓カバー、またSiセンサーコンロの推奨などを行っていただいております。

また、自然災害対策で、LPガスの災害対策マニュアルを活用した訓練ですとか、中核充填所における衛星携帯電話等を備えているところの確認などを行っております。また、雪害対策で、ボンベカバー、またチラシの周知などを行っていただいております。

3ページ目を御覧ください。2020年の目標として、今年度の保安対策指針で死亡事故ゼロ、負傷者を25人未満という目標を掲げておりますけれども、これにつきましては、CO警報器、ガス漏れ警報器、また新たな器具への交換等を挙げる事業者が多くございました。

また、女性の職員の活用ということで、LPガス事業者における女性職員の活用に関するヒアリングを行ってございます。中には、従業員のうち2割程度は女性というところもございました。また、保安も含めたあらゆる場で女性職員が活躍できるのではないかとというような声もございました。

続いて、認定販売事業者の有効活用で、これにつきましては前向きに検討している事業者も多くございましたが、予算的な制約でまだまだ進んでないのが現状ということで、認定については70%のハードルは高いと感じている事業者も多くございました。

一般消費者への周知で、14条書面に加えてイベント、また漫画を利用した通知文、年末のカレンダー等、それぞれ工夫がみられてございます。

ヒアリングの具体的な内容につきましては、説明は割愛しますが、資料2-1に掲載してございます。資料につきましては、左が保安対策指針、右が今年度取り組み状況ということで、1ページのところは全L協の取り組みを挙げさせていただいているところでございます。

続いて、資料2-2に移らせていただければと思います。今年度の保安対策指針の取り組み状況の参考資料でございます。

3ページ目、全国LPガス協会が今年度からLPガス安全応援推進運動を展開しているところでございます。今年度の推奨が右側に書かれているところでございます。

続いて、7ページ目を御覧ください。L P ガスの保安消費者表彰で、毎年度、10月に商
務流通保安審議官表彰、高圧ガス保安協会会長賞、L P ガス安全委員会表彰を行ってござ
います。平成23年から27年の受賞者を11ページまで挙げさせていただいてございます。

続いて、12ページ目を御覧ください。認定販売事業者数、現時点での229の事業者のリス
トを挙げさせていただいてございます。これが14ページ目までございます。

続いて、15ページ目がCO中毒対策で、毎年6月に関係団体、関係省庁に注意喚起を行
っているところでございます。要請文が16ページ目、17ページ目にございます。

18ページ目、CO中毒事故連絡会議をガス安全室が事務局となって開催してございます。
今年度も5月に、関係省庁参加のもと、事故防止に係る協力を要請してございます。

19ページ目は、消防庁との連携でのガスのメンテナンスのチラシ。

23ページは、飲食店、またガスの消費者向けの注意喚起の資料を、パソコンまたはスマ
ートフォンで閲覧が可能な内容を掲載してございます。

25ページ目はCO中毒の事故防止で、学校教育で中学校の理科の教科書、これは中学2
年生ですけれども、完全燃焼、不完全燃焼の内容を挙げさせていただいています。

また、28ページ目と29ページ目にガス栓カバーのリーフレット、またその実績が29ペー
ジ目にございます。23年から比べると、24年度以降急増してございます。

また、30ページ目、パロマ製の湯沸器の点検を、L P ガス事業者、都市ガス事業者にい
ろいろ点検していただいております。10月に1件、開栓使用中のものが見つかる
ところでございます。

31ページ目はリコール情報で、昨年も報告させていただいておりますけれども、新たに
追加したものはございません。

34ページ目、35ページ目が、長期使用製品安全点検制度の普及でございます。

36ページ目が、他工事業者への注意喚起のリーフレットを挙げさせていただいています。

また、41ページ目に質量販売向けの注意喚起のリーフレットを挙げ、また42ページ目は、
山小屋で一昨年死亡事故がございましたけれども、リーフレットを挙げさせていただ
いています。

49ページ目に、雪害ということでのリーフレットを挙げさせていただいています。

最後、50ページ目にL P ガスの災害対策マニュアル、これも昨年9月に改訂している
ところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○橋川委員長　　どうもありがとうございました。

資料1-1から資料2-2まで通して説明していただきましたけれども、ここまでのところで御質問、御意見がある方は、名札を立てていただければ順に指名させていただきます。いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

それでは、もしありましたらさかのぼっても発言可ということにさせていただいて、続きまして、2つ目の議題に移りたいと思います。

「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について」ということで、再び大本ガス安全室長から説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　　資料2-3と2-4につきまして説明させていただきます。

まず、資料2-3を御覧いただければと思います。「平成28年度保安対策指針の新規項目及び実効性を高める取組等について（案）」でございます。

28年度の保安対策指針の主な新規項目につきましては、27年度の保安対策指針の内容を基本的には踏襲しつつ、新たに、主なものとして大きく3つ挙げさせていただいております。

まず1つ目が、集中監視システムの導入の部分でございます。集中監視システムにつきましては、集中監視システムの導入または導入に向けた検討を、平成26年度の保安対策指針で新たに追記させていただきました。今般、下線部のところでございますけれども、昨年3月から認定販売事業者制度の有効活用という観点で御審議をいただいてきたところでございますが、28年度4月1日から液石法に基づく認定販売業者制度の要件を緩和し、2段階にするということと、今の認定販売事業者の方については、追加要件を満たす場合には更なる緩和措置をしたことを踏まえて、是非集中監視システムの導入または導入に向けた検討を行っていただきたいということを挙げさせていただいております。

2つ目が雪害対策でございます。雪害地域での事故が約2割発生しているということで、ここの「また」以下の下線部のところでございますけれども、調整器と容器を直接取りつけることによって、雪が落ちてきて調整器にぶつかって漏えいするような事故が発生してございます。そのため、調整器と容器を直接取りつけることを避け、どうしても取りつけない場合は、折損対策用の調整器を使用して欲しいとさせていただいております。この調整器を使うことによって、万が一そこにぶつかったときにもガスが止まるものでございます。

(3)の3つ目でございますけれども、機器の事故防止対策でございます。台風等、昨年

も茨城で水害等がございました。浸水によって機器の腐食、また故障の原因となる場合がございます。これにつきましての事故を防ぐために、水害により水没した機器については、そのまま使用せず確実に交換して欲しいことを挙げさせていただいております。

(4)は直接の保安対策指針とは違うのですが、昨今、トップヒアリング等でも女性活躍ということでいろいろヒアリングさせていただきました。その中でも、女性職員が保安の点検・調査を実施することで一般消費者等が受け入れやすいといった点や、お客様対応、また帳簿管理といった、女性のきめ細やかさを生かし活躍できるといった点も踏まえて取り組むことも重要であるということを挙げさせていただいております。

資料の2ページ目を御覧ください。保安対策指針の実効性を高める取り組み、これは今年度の27年度より継続で2つ挙げさせていただいております。行政機関による連携の促進ということで、本省、監督部、都道府県については、立入検査に際して所管行政庁が異なる場合には、可能な限り合同して実施する。また、立入検査に際しては、必要に応じて現場を確認するということが挙げさせていただいております。

(2)として自主保安活動の把握で、LPガス販売事業者の自主保安の取り組みの促進を図る観点から、自主保安活動のチェック状況を把握するというようなことも挙げさせていただいております。

また、3.でございますけれども、これも今年度の継続でございますけれども、事故撲滅で、事故が発生した場合には事故原因等を調査するとともに、必要に応じて再発防止策、横展開を図るなどの所要の措置を講ずるということを挙げさせていただいております。

続いて資料2-4、次のページでございます。来年度の保安対策指針(案)でございます。下の真ん中のところに1ページ目でございますけれども、事故発生状況、また着実な実施、この位置づけについては、先ほど事故の発生状況は説明したので割愛させていただきます。

2ページ目に、3.で2020年に向けての目標、これにつきましては今年度の保安対策指針で、新たな目標ということでこのポツを入れさせていただいております。

続いて、真ん中のページの4ページ目を御覧ください。第2ということで、LPガス事業者が講ずべき具体的な保安対策、この要請4項目と重点事故防止対策3項目を挙げさせていただいております。真ん中の「また」というところでありまして、ここに先ほどの女性の活躍の件を追記させていただいております。

また、この下の法令遵守以下が要請項目になってございます。

4 ページ目の下が法令遵守の徹底で、経営者も含めたコミットメントの内容、またLPガス販売事業者の義務の再認識を挙げさせていただいています。

5 ページ目が、保安教育の確実な実施など、販売事業者の保安確保に関して挙げさせていただいています。

6 ページ目が組織内のリスク管理の徹底というところで、先ほどの自主保安チェックシートの把握につきましては、この「現状」のところに、今年度のチェックシートの提出状況については81.7%、全国LPガス協会の調べでありますけれども、向上しているというところでございます。

(2)につきましては集中監視システムの件で、先ほど申し上げたものが追記されているところでございます。

7 ページ目を御覧ください。3. のところに、事故防止対策でCO中毒事故の防止対策を挙げさせていただいております。①のところで業務用厨房におけるCO中毒対策で、周知ですとか、従業員、アルバイト等も含めた方にいろいろ働きかける、また定期的な清掃、メンテナンスの必要性を働きかけることを挙げさせていただいております。

8 ページ目に移らせていただきます。上のBで、業務用換気警報器、CO警報器の設置促進を挙げさせていただいております。

続いて、9 ページ目に移らせていただきます。(2)で、一般消費者に起因する事故の防止対策でございます。①、周知の保安意識の向上で、ここにつきましては、ひとり住まいのご高齢者の方を訪問して、機器の安全点検を実施するというところで、この「現状」のところに兵庫県LPガス協会が実施しているシルバーサポート事業ですとか、岡山県LPガス協会でもシニア向けのパンフレットを周知したり、また石川県LPガス協会「ゆるやか見守り活動」などの取り組みを挙げさせていただいています。また、小中学校を対象とした出前教室ということで、静岡県LPガス協会が実施する保安出前教室も今年度3回実施してございます。

続いて、10ページ目を御覧ください。②で、上側に安全な機器の普及促進ということで、Siセンサーコンロの普及を挙げさせていただいています。「現状」の上から4つ目に、Siセンサーコンロの出荷台数でございますけれども、昨年の12月時点で約2,800万台出荷されてございます。

その下③、誤開放防止で、ガス栓カバーの設置を挙げさせていただいています。

また、その下に、④ガス警報器の設置促進で、ガス警報器については共同住宅で90%、

一般住宅で72%という状況になってございます。

また、そのガス警報器工業会については、今年度から3カ年で第2次リメイク運動を推進しているところでございます。

続いて、11ページ目を御覧ください。リコール製品の⑥でございますけれども、昨年引き続きリコール製品については、LPガス販売事業者はガス機器製造事業者と連携を図ることを挙げさせていただいております。

続いて、12ページ目に⑦で長期使用製品安全点検制度への協力で、LPガス販売事業者については、周知の際に安全点検制度の代行記入を含めた取り組みに関して協力をしていただくということで、ここにつきましても登録率向上に向けてガス機器製造事業者と連携を図るということを挙げさせていただいております。

また、13ページ目に移らせていただきます。②で機器の事故防止対策で、調整器、ホース、これにつきましては期限管理を徹底し、確実に交換していただくことを挙げさせていただいております。

続いて、14ページ目に移らせていただきます。(4)その他の①に質量販売に係る事故防止で、質量販売に際しては14条書面で確実に実施するとともに、一般消費者に対して、リーフレット等で周知等をしっかりやっておいただくということを書かせていただいております。

続いて、15ページ目に移らせていただきます。雪害で、先ほど申し上げた調整器の折損防止機能付きのものなどの内容を、この②のところに追記させていただいております。

また、③でタンクローリーに係る事故防止対策で、タンクローリーに係る安全性を確保するために、毎年8月から9月に一斉点検で、その事故防止、未然防止の徹底に努めることを挙げさせていただいております。

4. が自然災害対策で、災害対策マニュアルを踏まえた着実な実施ということで、今の鎖の二重がけ、またガス放出防止型高圧ホースの設置の促進、徹底を挙げさせていただいております。

あとは別紙で、集中監視システム等、リーフレットの資料をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○橋川委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、資料2-3及び資料2-4にかかわる御説明について、御質問、御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

榎本代理、お願いいたします。

○丸茂委員（榎本代理） 資料2-3の意見なのですが、私どもからの要求もさせていただいたところもあるのですが、雪害事故というのは、どうしても我々の範疇である調整器とか高圧ホースとって、容器についているところでの破損が多くございます。その対応で、私どもとしても容器に直接調整器などをつけないでくれということを進めたり、雪害対策、折損対策機能をつけるようお願いしているのですが、一方で、東北6県のほうから私どもに、そういった直接つけるようなものは製造してくれるなというような話も来ております。

こういう点も考えると、私どもとしても、経済産業省にうたっていただいた点から進めるとともに、販売事業者の方にも是非御理解いただいて、こういう取りつけをやめていただければと思います。

さらに、3番の点なのですが水害、この間の上総市のときも浸水がかなりあって、調整器、マイコンメーター等が水に沈んでしまいました。こういったものは構造的にどうしても大気と触れてはいけない機械ですので、水は機能的にどうしても入って、それを防ぐことはできません。ですから、その後に入ると、腐食であったりガスの圧力が異常を起こしたりしますので、この辺の交換をせざるを得ないというところは、是非御理解いただければと思います。以上です。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。

他はいかがでしょうか。山田委員。

○山田委員 液化石油ガス販売事業者で保安業務に女性職員の活用と書いてあります。これはとってもいいことではないかと思えます。ひとり住まいの老人とか、家にいらっしゃる場合が多い主婦に対しては、ソフトですのでとってもいいことだと思えますので、是非是非広めていただければと思います。女性団体の代表といたしまして、地域に帰って、こういうことがあるよということを広めていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○橘川委員長 ありがとうございました。他はいかがでしょうか。大石委員。

○大石委員 ありがとうございます。保安に対していろいろな細やかな対策を進めていただいているということで、大変安心したところですが、一方、社会全体としては高齢者の割合がますます増えてきているわけで、この状況で安全をどのように確保していくかというところが大きな課題だと思っております。先ほどのお話しのように、女性の職員の方

が増えてお年寄りのおうちを訪問して説明するというのも一つの対策ではあると思うのですが、もっと直接的に、積極的に、何か高齢者対策というようなものが具体的に進んでいるのであれば、是非教えていただきたいと思います。以上です。

○橘川委員長　まとめてお答え願いたいと思います。他にはいかがでしょうか。堀口委員、お願いします。

○堀口委員　すばらしいなと思ったことをお話します。今、高齢化の話も出ましたが、一方で、若い人たちにきちんとガスについて理解をしてもらうというのはとてもいいことだと思っていて、文部科学省と普段いろいろやりとりをしている中で、なかなか苦難なことが多いのですが、このガス業界に関しては、中学校の理科の教科書でCO中毒について記載があるということが書かれていますし、また副読本や、最近外国語のパンフレットも本当に必要になってきていると思います。

そういう中で、先駆的に積極的にされている皆さんではないかと思いました。こういうふうな取り組みをしているということを別の業界にもいって、進んでいければなと思いました。

○橘川委員長　ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。では、とりあえず事務局から、まずお答えをできる範囲でお願いいたします。

○大本ガス安全室長　ありがとうございます。大石委員から、高齢者への対応ということで御質問ありましたけれども、先ほど申し上げた団体の取り組みも、実は結構都道府県のLPガス協会が、今年度保安対策指針ということで高齢者も含めた安全周知活動をやりたいということに関しては、非常にきめ細かくやっていると伺っています。

例えば岡山県のLPガス協会では、今年度で12年目ということで、高齢者の見守り事業というのをやっており、承知している中では100を超える事業者の方が参加して、約7,000世帯に対してそういうキャンペーンを実施していることですか、兵庫県LPガス協会でも、シルバーサポート事業として今年度16年目を迎えるということですが、LPガス事業者がお年寄り助け隊ということで、独居老人、高齢者、また体の不自由な顧客などを訪問して、何かお困り事はありませんかというような相談に応じるような活動を、LPガスマ月に合わせて活動しているということも伺っているところでございます。

その他のLPガス協会も、それぞれ創意工夫で高齢者の方向けの安全・安心に向けた活動を行っているということも伺っております。

また、山田委員から御指摘ありました女性活躍につきましては、私がトップヒアリング

で聞く中では、まだまだ濃淡というか、先進的に取り組んでいる事業者とまだこれからという事業者もおりまして、その中では、保安業務を専属でチームを組んで女性の方が前面に立って対応するとか、あとガス栓とかのイベントの中で、消費者の対応ということでPRしていること、書類チェックとかデータチェックも、女性職員の方を活用してミスを防ぐというような取り組みも行っている話も承知しております。

また、榎本委員からございました雪害、また水害対策につきましては、実はすぐに起きないケースもあって、しばらくたってから経年劣化というか事故が起きるケースも伺って、茨城の件については、特に事故ということは承知しておりませんが、積極的に交換等をしていただいたということでございます。私からのコメントは以上でございます。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。それでは、次の議題に移ります前に、住田商務流通保安審議官に御挨拶を頂戴したいと思います。

○住田商務流通保安審議官 遅れて参りまして申し訳ございません。国会の対応をしておりました。本日もお忙しい中、お集まりいただき議論していただきまして、ありがとうございます。また、橘川委員長におかれましても、議論をリードしていただきまして、ありがとうございます。今日は3月10日なのですが、まさに明日は3月11日で、東日本大震災から5年になるわけでございます、改めて震災によって犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、御冥福をお祈りしたいと思います。他方で、東日本大震災におきましては、まさにLPガスについては、いろいろな意味強みも、一方では弱みのようなものも明らかになったところかなと思います。特に災害時におけるLPガスというものの分散型のエネルギー源としての強さというのは、非常に多くの方々が再認識をすることになったところでございますが、その後、様々な更なる御努力をいただき、さらにLPガスの保安力を高めながら有効に活用していただく方向で議論を進めていただいております。

本日の小委員会では、今御議論いただいたところの保安対策指針の話と、もう一つは産業保安のスマート化の一環としての認定販売事業者制度の有効活用の検討について御議論をいただき、さらにまた、集中監視システムを積極的に推進していらっしゃる団体からのプレゼンなどもいただくということかと思っております。

私どもといたしましては、産業保安のスマート化ということが、更に次のステップに上がっていくための一つの大きなテーマかと思っておりますし、こうした形でデータあるいはセンサーといったようなものを活用していくことで、LPガスというインフラがいろいろ

るな意味で社会の役に立つという面、更に保安力も高める、こういう両面があるのだろう
とっておるところでございます。今行っておりました国会でも、産業保安のスマート化
についての質問がございまして、答弁をしてきたところでございます。

本日は、いろいろな点につきまして、是非とも引き続き忌憚のない御意見、御議論をお
願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。それでは、保安対策指針については、こ
こで確認の必要があります。資料2-3、2-4の平成28年度の保安対策指針について、
この線によろしいでしょうか。異議なしということで確認させていただきました。それで
は、3つ目の議題に移りたいと思います。

「認定販売事業者制度の有効活用に係る検討について」ということでありまして、まず
はNPO法人テレメータリング推進協議会の谷合オブザーバーから御説明いただき、それ
から事務局からも御説明をいただきたいと思います。

では、谷合オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○谷合オブザーバー NPO法人テレメータリング推進協議会の事務局を担当しており
ますNTTテレコンの谷合です。本日は、御説明の機会をいただきましてありがとうございます。
います。

テレメータリング推進協議会は、LPガス事業者、都市ガス事業者、メーターメーカー、
通信機器メーカー、通信キャリア、センター運営事業者等々約90社で構成されており、新
しい集中監視システムの標準化や新サービスにかかわる研究部会や展示会の開催等の活動
を行い、集中監視システムの普及推進活動を実施しています。

資料3-1により御説明をさせていただきたいと思います。

2ページを御覧下さい。これからの御説明ですが、まず集中監視システムの現状とメリ
ット、次に集中監視システムを活用したLPガス版HEMSの御紹介、更に、昨年度から
保安対策指針にも引用していただいております次世代テレメータリング通信方式の標準化
について御説明をさせていただきたいと思います。

4ページを御覧下さい。こちらが集中監視システムの普及状況です。左側がLPガスで
すが、全国2,400万世帯のうちで、集中監視システムが導入されているのは25%、約600万
件であり、集中監視の普及率が伸びないのが課題でした。

また、右側が都市ガスですが、全国2,900万世帯のうちで、集中監視システムが導入さ
れているのが5%、約130万件です。ただ、東京ガス様は、全戸導入に向けて2018年から

設置を開始するため、テスト、技術開発を行うことを表明されております。

左の下が電力ですが、御存じのように、2024年度までに全国8,000万世帯にスマートメーターを導入する計画で進んでいます。

5 ページを御覧下さい。こちらが現行のLPガス集中監視システムの構成概要を示したものです。ガスメーターとの通信を行うことにより、自動検針、ボンベの残量監視、ガス漏れ等の警報監視、メーターの遠隔開閉ができるシステムです。左側にありますが、通信の方式としては、家庭の電話回線を借用する有線方式と、右側にあるように、メーターに無料で利用できる400メガ帯の無線端末を設置して、それらの情報を複数台分束ねて携帯無線を使った親機からセンター通信に送る無線方式の2つの方式があります。現在は、この無線方式が主流になってきています。

6 ページを御覧下さい。こちらがLPガスの集中監視システムのメリットです。まず、保安の高度化で、消費者様宅で発生した緊急警報を発生と同時に把握でき、重大事故を未然に防止できます。警報以外にも配管設備の微小漏れも常時監視できます。また、外出先でガスの消し忘れに気づいた場合でも、遠隔遮断ができます。

2 番目は、検針の省力化で、検針業務が自動化になります。オートロックマンション等の難検針住宅への対応もできます。検針員の確保ができないといった課題も解決できます。

3 番目は、配送の効率化で、検針情報やボンベの残量警報を活用することによって、ガス切れを起こすことなく配送のコストを最小限にできます。

4 つ目は、メーター操作の省力化で、遠隔操作で退去時とか料金の対応時の閉栓ができます。

最後に、集中監視のインフラを利用して、見守りサービスや見える化サービスのような新しいサービスを消費者に提供することができます。

今後は、集中監視システムの高度化、あるいはインフラの活用により、下段の真ん中にあるような、LPガス版HEMS、IoT、ビッグデータの活用等の消費者向けのサービスを充実していくことができると考えています。

7 ページを御覧下さい。こちらが集中監視システムによる緊急警報の受信状況です。NTTテレコンの例ですが、平成26年度は年間4万件の緊急警報を受信しています。左にグラフがありますが、一番多い警報は、ガス器具の消し忘れなどの場合に、自動的にガスを遮断する5分前に発生する使用時間遮断予告です。2番目は、ガスが大量に流れた場合に自動的にガスを遮断する合計・増加流量遮断です。3番目は、一番目の使用時間遮断予告

の5分後に、メーターを遮断する使用時間遮断です。4番目は、元栓を閉めたままガスを使おうとすると、圧力が低下して自動的にガスを遮断するといった圧力低下遮断です。これらの警報が集中監視システムにより受信できるようになっています。

このような警報を受信したときの対応としては、消費者様へ警報の内容を電話によって御説明し、ガス器具の点検をしていただくように御連絡をします。また、メーターが遮断した場合は、安全を確認した後、その復旧方法を御連絡します。使用時間遮断予告の場合は、消費者様に御連絡をして対応いただくことにより、使用時間遮断を回避することができます。

8ページを御覧下さい。こちらは、集中監視による消費者様からの感謝の声をまとめたものです。1番目は、ガスコンロの消し忘れの事例。2番目は、給湯器のお湯を出しっ放しにしていた事例。3番目は、コンロのとり火をつけたままうっかり外出した事例。4番目は、お風呂の火をつけているのを忘れていた事例。いずれもガス器具の消し忘れのご連絡をした際に、消費者様からたいへん感謝いただいています。

5番目ですが、寒くなってきたのでガストーブを3台、最大限の温度にして試運転をしたら、メーターが遮断してしまった事例。その下は、元栓を開けないままコンロを点火したら遮断してしまった事例。これらはメーターが自動的に遮断をしてしまうのですが、なぜガスが使えなくなってしまったのか、わからなくてお困りのときに、ガス事業者様から御連絡をして、その原因をお知らせするとともに復旧方法をお伝えして、感謝いただいています。

このように集中監視システムにより異常発生をリアルタイムで把握できるために、迅速な対応が可能になることがメリットです。

9ページを御覧下さい。集中監視システムのインフラを活用し、インターネット技術と組み合わせることによって、例えばガスの見える化、ウェブ明細サービス、見守りサービス、太陽光の発電監視サービス、防犯情報サービス、用事・注文受付サービスのようさまざまなサービスを消費者様向けに提供することができます。既にサービスを提供しているものもあります。

10ページを御覧下さい。これはLPガスメーターのガス未使用通報機能による見守りサービスです。LPガスメーターの機能として、LPガスの利用が一定時間なかった場合に、ガス未使用通報という警報が自動的にセンターに通知される仕組みがあります。これを利用して、ひとり暮らしの老人等を見守るサービスが提供できるというものです。各県のL

LPガス協会が自治体と地域見守り活動に関する協定を締結し、検針あるいはガスボンベの交換の際に、ひとり暮らしの老人等を見守る活動をしています。ガス未使用通報機能と組み合わせることによって、効果的に見守りができるのではないかと考えており、テレメータリング推進協議会でも普及方法を検討しているところです。

11ページを御覧下さい。こちらは集中監視システムを利用したLPガス版HEMSの御紹介です。LPガス関連7団体が集まって、スマートハウス研究会という検討会を行っていますが、その中で、後ほど御説明する新しいメーターや新しい無線端末を組み合わせ、来年度、LPガス事業所様の御協力により、LPガス版HEMSの実証を行う計画があります。

12ページを御覧下さい。LPガス業界を取り巻く環境は、2016年の電力自由化、17年の都市ガスの自由化、電力スマートメーターの全世帯導入と多様なサービスの出現、東京ガス様はスマートメーターを全戸へ導入するためのテスト、技術開発を行うなど、電力・ガス業界では、割引サービスや見える化サービス等のさまざまなサービスの提供により、垣根を越えたエネルギー間競争時代へ突入しているという現状があります。

13ページを御覧下さい。このような環境の変化に対応するために、LPガス業界においては、集中監視システムをより一層業務の効率化を図るために導入するとともに、例えば、料金の透明化、お得な料金プランの提供、消費者様との接点強化、ガス以外への事業の拡大、さらなる安心・安全の訴求、等の対応が必要ではないかと考えています。

そのようなLPガス事業者様の今後のビジネス展開を、LPガス版HEMSによってサポートができるのではないかと考え、検討を進めてきました。

14ページを御覧下さい。LPガス版HEMSは集中監視システムをベースとした一般消費者向けサービスです。エネルギーの見える化、料金やお得額の表示、消費者様への情報配信、お問い合わせ、商品注文等により消費者様の利便性の向上や接点の強化を図ることができるところが1つ目のポイントです。

次に、ガス消し忘れ確認、遠隔遮断、ガスメーターの遮断時の通知、見守りサービスを提供することによって、安心・安全の向上により信頼獲得に寄与できるところが2つ目のポイントです。

また、集中監視が導入されていけば、消費者様のお持ちのスマホとかタブレットでサービスが受けられますので、安価な初期コストで導入が可能であるところが3つ目のポイントです。

15ページを御覧下さい。こちらが、LPガス版HEMSの全体イメージです。青の線が現状の集中監視の業務の流れそのものです。LPガス版HEMSにおいても、基本的にはその業務の流れのままサービスを提供することができます。LPガス事業者様の提携の店舗から宅配サービスを提供するような新たなビジネス展開にも応用ができると考えています。

16ページを御覧下さい。こちらはLPガス版HEMSの機器構成のイメージです。右下に「ガスの見える化」がありますが、これは集中監視のシステムそのものです。また、オプションとして電気の見える化にも対応しており、その場合は、EMユニットという電気を計測するユニットを設置して、家庭のインターネット環境を利用して集中監視センターにデータを送信します。ガスと電気のデータを加工して、消費者様のお持ちのスマホ、タブレット、PC等にデータを配信する仕組みです。HEMSを提供する場合は、後ほど御説明する新しいメーターや新しい無線方式が望ましいと考えています。

17ページ以降は、HEMSの画面の例を御紹介します。17ページはトップ画面です。左側がPC、タブレット画面の例で、右側がスマホの画面の例です。一番上に「NTTTC」とありますが、こちらはガス事業者様のロゴとサービス名に変更します。真ん中にHEMSのメニューがありますが、これ以外に、消費者様へのキャンペーンの情報等の情報配信ができる画面や、バナー広告を見せる画面、あるいはガスメーターを遠隔遮断できるボタンがあります。

18ページを御覧下さい。左側はガスの概算料金表示で、ガスの現在までの料金の表示や例えばファンヒーター割引サービスを受けている場合は、それによってどれだけお得になったか、あるいは1か月のガスの使用料の目標値を設定して、目標に対して現在どれくらい到達しているのかの表示、あるいはガス器具別の料金の見える化も実現できますので、料金の透明化につながると考えております。

右側は、ガスの使用量比較で、現在の使用量を過去の使用量と対比して表示することも可能です。

19ページを御覧下さい。左側に商品の注文ボタンがついています。LPガス事業者様が取り扱っている水や灯油の宅配注文ができるメニューです。右側はお問い合わせということで、消費者からLPガス事業者様へ、例えばガス機器に対しての問い合わせや、担当者から連絡が欲しいをといたお問い合わせができる機能も設けています。

20ページを御覧下さい。ガスメーター遮断時通知として、遮断になった原因や対応方法

を具体的にメールでお知らせする機能もあります。

21ページを御覧下さい。ガス消し忘れ確認ということで、外出先で消し忘れに気づいた場合、スマホから消し忘れ実行ボタンを押せば、もし消し忘れていた場合は自動的に遮断ができる機能です。

22ページを御覧下さい。見守りサービスとしてガスの使用量を定期的に見守る側の家族等へメールで送信をするものです。これにより安否の把握ができるとともに具体的に時間ごとのガスの使用量を確認することもできます。

23ページを御覧下さい。ここからはテレメータリング推進協議会で実施してきた次世代テレメータリング通信方式の標準化について説明します。この通信方式は、HEMS等の多頻度通信サービスにも対応できるところがポイントです。

24ページを御覧下さい。集中監視システムの課題として、まず、消費者様の電話回線が多様化するとともに携帯電話の普及等によって、消費者様の有線回線を借用することが困難となってきたおり、現在は無線方式が必要となってきました。また、HEMS、燃焼機器の監視、見守りサービス等を提供するためには従来の集中監視よりも通信頻度が多くなりますが、このような多頻度通信サービスへのニーズに対応していくためには、ガスの集中監視端末は電池で10年動作することが条件になっているので、今までの集中監視の方式では対応できなくなってきたというのが現状です。

更に、従来はLPガス、都市ガスでそれぞれ別々の通信規格になっていたために、集中監視の端末がなかなか安くないという課題がありました。これらの課題を解決するために、テレメータリング推進協議会では集中監視システム新バージョンの標準化を実施しました。その目的の1つは、超低消費電力無線通信を実現することです。新しいサービスへ対応していくために920メガ帯の無線を使ったUバスエアという方式を開発し、標準化を行いました。

2つ目の目的としては、LPガス、都市ガスで別々であった通信規格をUバスに統一するとともに、無線方式はUバスエアを共通的に利用することとし、Uバスエアについては、国際標準化をすることによって機器の低コスト化を進めています。国際標準というのは、スマートメーター用無線国際標準規格に準拠をしたものです。

25ページを御覧下さい。こちらが集中監視システム新バージョンの構成です。メーターにバス方式で端末が接続されていますが、メーターの通信端子はUバスという共通の通信インターフェースになっています。それと、メーターに接続してそれらの間を多段中継し

ていくUバスエアという無線端末、更にこれらをネットワークに接続する新しいNCU、これは携帯無線や有線等、いろいろなアクセス網に対応できる仕様となっています。

これらがテレメータリング推進協議会で標準化したもので、その仕様を利用して新しいUバス超音波メーターが開発され、商用化されています。

26ページを御覧ください。こちらがUバス超音波ガスメーターの概要です。メーターにUバスという通信端子を有している超音波ガスメーターであり、都市ガスでは平成22年度から先行して導入されています。LPガスでは、今年1月から導入開始となりました。都市ガスでは、Uバス超音波ガスメーターが既に44万台導入されています。このUバス超音波メーターの特徴としては、Uバスを使用することによって、電池駆動で1日24回以上通信ができる、また、今まで季節の変わり目には、迷惑遮断が発生していたケースがありましたが、正確に計測ができるようになったので、迷惑遮断が防止できるようなものや、器具識別が可能となり、器具別割引料金プランにも対応ができるようなものがあります。

更にUバス以外に既存の通信端子も搭載していますので、既に集中監視を導入している場所でも端末の流用が可能です。また、メーターとセンターの間で暗号化が可能であり、個人情報の漏えいにも対応ができます。

最後になりましたが、27ページを御覧ください。Uバスエアの概要とメリットです。Uバスエアは、端末間でバケツリレー方式の多段中継を可能にする920メガ帯の超低消費電力の無線端末です。

その特徴としては、自動的に無線端末間のネットワークを構成することによって、工事が容易になるということ、通信経路を自動的に選択するので、どこかの経路が不通になっても、別の経路で迂回して通信が可能で、信頼性が向上します。また、端末間の通信ホップ数が増加しており、通信エリアの拡大が実現できることが特徴です。

表の3番目の伝送速度ですが、Uバスエアのメリットとしては、従来の約40倍の高速通信が可能になり、その分、低消費電力を実現しているということ、5番目のホップ数も従来最大4段ホップであったものが、最大15段までホップできることで、広域がカバーできるということです。

このようなUバス超音波メーターとUバスエアをセットで導入することによって、業務の処理時間が高速化し、保安の高度化や運用コストの低減が可能となります。また、端末の設置が容易になりますので、集中監視の導入コストや運用コストを下げるのが可能です。そして、何よりHEMS等の多頻度通信をしても、電池の寿命が従来と同等になります。

すので、新しいサービスへも柔軟に対応可能となります。

既にこのような新しいメーターや無線端末の導入が始まっており、今後大量導入になると、UバスメーターやUバスエアの低コスト化が期待できますので、集中監視システムの導入コストを低減できると考えています。以上です。ありがとうございました。

○橘川委員長 資料3-2に基づいて、大本室長お願いします。

○大本ガス安全室長 資料3-2を御覧ください。右上に3-2①で緑色のチラシがございます。上の(案)という下に「LPガスをご利用の皆さまへ」ということで、これにつきましては一般消費者向けの皆様への集中監視システムのお知らせのリーフレットになります。24時間365日、いつも安全を見守っており、ここの真ん中にも書いていますが、今年の4月から新たな認定制度がスタートしますというものでございます。

続いて、めくっていただいて次のページでございますけれども、LPガス集中監視システムがお客様の安全を見守っているということで、つついということでのガスのつけっ放し、こういうものを開知すると連絡をするということ。また、うっかりということも、また、もしかしてということでのガスの閉め忘れ、こういうところも集中監視システムに任せて安心ということで、対応が可能でございます。

続いて、LPガス集中監視システムの仕組みで、お客様についているマイコンメーター、また集中監視、ここが無線なりでつながっているということで、マイコンメーターからの情報、こういうことをキャッチして、また集中監視センターからの連絡・状況確認。また、お客様からの連絡、ガスの消し忘れ、こういうことの連絡によって遠隔遮断が可能と。必要に応じて、この下のところですがけれども、緊急出動をするということもございます。

続いて、次のページですがけれども、集中監視システムのメリットでございます。5つ挙げております。安全という観点でいくと、1番と3番ということで、安全性の高度化、事故の未然防止、また器具の消し忘れ、こういうことに対応できる。また、警報器と連動遮断することも可能です。また、流通の合理化等につきましては、2番、4番で、検針、またガス切れの防止。5番で付加サービスの提供ということで、先ほど谷合様からもありましたけれども、メリットを挙げさせていただいています。

LPガス版HEMSは、次のページでございますけれども、集中監視センターとお客様のところをスマホ、タブレット、PCを通じてデータで、右上に吹き出しでございますけれども、ガスの使用量、時間帯別とか器具別、こういうことがみられるというところでございます。

続いて、お客様向けサービスということで、安全という観点につきましては1番、6番で、まず24時間365日の安全・安心。また、4番のガスの消し忘れサービス、こういうこともあります。また、2番と7番で、見守りサービス、防犯サービス。先ほど大石委員からもございましたように、高齢者というような対応ということにつきましても、この集中監視システムを導入することで、高齢者対策というのにも寄与していると考えてございます。また、一般消費者の利便性という観点で、5番の商品注文サービス、またウェブ決済というようなものもございます。

続いて、前回の昨年12月の液化石油ガス小委員会でも、認定制度についての御審議をいただきました。この中で、下のところでございますけれども、認定要件に合致するものにつきまして、今回2段階ということで、上がゴールド保安認定事業者、要件が70%以上の方。また、その下に、シルバー色でございますけれども、保安認定事業者ということで50%以上の方を新設するというところでございます。

続いて、ちょっと見えにくいのですけれども、ゴールド認定事業者のリスト。その次のページに日本地図がつけてございまして、文字だとわかりにくいので、日本地図でブロックごとに北海道から東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州と、それぞれのブロックで認定されている事業者のリストをつけてございます。上の方に全国広域ということで、これにつきましては、いわゆる1つの県だけではなくて全国規模で、また場合によっては地域エリアで今認定されている事業者のリストを挙げさせていただいてございます。それが3-2の①でございます。

続いて、3-2の②で、オレンジ色のチラシを御覧いただければと思います。「LPガス販売事業者の皆さまへ」ということで、これは販売事業者向けのリーフレットでございます。これにつきましても今年の4月から新たな認定制度がスタートするということで、この認定制度につきましては、保安の高度化に積極的に取り組んでいるLPガス販売事業者を経済産業大臣、または都道府県知事が認定するというところでございます。

次のページの認定要件、3つございます。全てを満たすということで、特に③で集中監視システムを設置し、緊急時にガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。この要件で、その下の見直しの①でございますけれども、先ほどのシルバー色でございますけれども、まずは70%を50%に引き下げまして、第二号認定ということで保安認定事業者。インセンティブについては、緊急時対応の要件の緩和を行ってございます。

続いて、見直しの②でございますけれども、現在の70%以上をゴールド保安認定事業者

ということで、インセンティブはそのままですけれども、下に追加要件ということで、CO警報連動遮断、または屋外に燃焼器が設置されている、または飲食店以外の一般消費者での不燃防が全てつけられている、こういうことのいずれかを満たす場合には、インセンティブとして40キロを60キロ、点検につき4年以上を5年以上に緩和できるということを挙げさせていただいてございます。

次のページが認定事業者の見直し③でございますけれども、合併などの事業承継によって集中監視システムなどを導入していない消費者が増え、一時的に下回った場合には、1年間の猶予期間を設けることとなっております。

その下は、先ほど谷合様からもございましたけれども、集中監視システムについては有線から無線への共同利用というのが進んでいるところでございます。

続いて参考資料、災害対策で、LPガス災害対策のフォローアップを挙げさせていただいてございます。これは、毎年この時期に、液化石油ガス小委員会でフォローアップをさせていただいているものを報告させていただいています。全国LPガス協会を通じて都道府県のLPガス協会にアンケートを行ってございます。この中で、なお書きというところの真ん中でございますけれども、各県協会では、自治体（市町村）との間で防災協定の締結を進めており、昨年の10月末現在で79%、自治体と締結を終えており、都道府県については全て締結を済んでいるところでございます。

今回のマニュアルの中では14の対応策がございます。この中で説明会に参加しているのは100%とか、県協会への対応も100%とかということで、次の2ページ目に車両の確保に関しても、2月末時点で89%、またプロテクターについても94%ということで、100%に近づきつつあるというところでございます。

また、3ページ目に、流出容器の回収体制のところの取り組みということで79%等、着実に取り組んでいただいているところでございます。

4ページ以降が14の対応策で、別紙として挙げさせていただいてございます。説明は省略させていただきます。以上でございます。

○橘川委員長　それでは、資料3-1、資料3-2、参考資料につきまして、御質問、御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員　全国LPガス協会では会長を務めさせていただいております。また、平素は住田審議官、また三木審議官をはじめ、本日御出席の皆様方には、保安につきまして大変御世話になっておりますことをこの場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

二つ申し上げさせていただきたいと思います。それは、ただいまいろいろ御説明いただきました集中監視システムの導入についてと、認定販売事業者制度の推進についてです。

まず、集中監視システムの導入についてでございますが、集中監視システムは、御承知のとおり、お客様の安心・安全を常に見守って、異常を感知したら素早く対応を図るというシステムでございますが、業界といたしましても、より一層の安全確保の観点から、この優れたシステムを推進していきたいと考えておるところでございます。

しかしながら、システムの導入につきましては、コストがかかることから、その分お客様にも費用負担が生じますことを御理解いただきながら推進していきたいと考えております。

なお、当社におきましては、昭和61年から、保安の確保がなければLPガスは売れないというふうなことから、ガスが漏れたらすぐに駆けつけて直しているところであり、現在に至るまでそのような形でやらせていただいております。メーター、また警報器も素晴らしいものがございますので、安全に対しましてはこの二つをつなぐ集中監視というのは大変大事であり、推進を図っているところでございます。

もう一つは、大本室長からお話がございました、認定販売事業者制度の推進につきましてでございますが、この制度の見直しは非常に有意義なものであることから、当協会といたしましても周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、本制度の取り組みにつきましては、個々のLPガス販売事業者が自社の保安への一層の取り組みと経営等を踏まえて総合的に判断しながら、認定販売事業者を目指していくものと思っております。

それから、少し余談になりますけれども、LPガス販売事業者には大きなエリアでやっているところもあれば小さなエリアでやっているところもあるわけでございますけれども、地域のために役立ちたいという方々がほとんどでございまして、いろいろなことをやっております。例えば、奥様と御主人と二人でやっているようなところでありますが、御主人はボランティア、奥様は留守番というようなことで、商売におきましては留守を守る、そしてまた御主人は子供110番とか、地域の子供の問題で何かあったら、警察と連携を図るなどし、力を合わせながらやっていくというようなことをされているわけでございます。

また、地道に、見守り活動とか、ひとり住まいの老人・高齢者宅、身体の不自由な消費者宅を訪問し、消費設備の安全調査及び保安の周知をするなど多くの販売事業者が、積極的にそれぞれの地域において頑張っております。

最後に防災協定のお話がありましたけれども、多くの販売事業者は地域のために、何かあったら自分は頑張るということで、防災協定につきましても積極的に取り組んでいるなどLPガス業界は保安をはじめ、いろいろなことをやっております、その一端を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

○橘川委員長 井伊委員、お願いいたします。

○井伊委員 ありがとうございます。いろいろ説明していただいて、現状がよく把握できたのですけれども、私も、今後の電力・ガスの自由化の中で、この小委員会でもずっと保安のところをやってきたわけですけれども、この保安の分野でも、自由化を通じてより高度化を図っていくということが重要ではないかと思っております。

ちょっと質問なのですが、先ほどのテレメータリングさんの御説明の中でも触れられているのですが、もちろん認定事業者をもっとこれから拡大していかないとならないというのは当然なのですが、その前段である集中監視システムを導入している業者さんがまだ4分の1にとどまっていると。こここのところの拡大が認定事業者さんの拡大の前提になってくるので、これは政策的に何かバックアップはできないのでしょうか。先ほど北嶋さんのお話の中で、中小零細さんもいらっしゃるということなのですが、その辺の政策としての何かバックアップというのはないのでしょうかというのが質問です。

○橘川委員長 後でまとめてお答えいただきたいと思います。増田委員、お願いします。

○増田委員 日本LPガス協会の増田でございます。保安に関しましては、常日ごろ経済産業省の皆様、特に産業保安担当の三木審議官、ガス安全室、大本室長様以下皆様にはきめ細かい御指導をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

先ほど御説明いただきました認定販売事業者制度について意見を述べさせていただきます。現在、消費者事故は、LPガス事業者の保安活動や消費者への啓発活動により、一定のレベルまで下がってまいりました。御説明いただきましたとおり、集中監視システムの普及拡大はさらなる事故の低減につながるものと考えております。また、今年から多機能・高性能のUバス超音波ガスメーターが発売され、保安機能の強化に加え通信機能、またそれに基づくサービス強化が図れるということが期待されております。

一方、エネルギーシステム改革により本年の電力自由化、来年からは都市ガスの自由化で、エネルギー間競争が本格化してまいります。LPガス業界としても、集中監視システムの持つ様々な機能が、安全確保に加えてこれからの自由化の展開に、見える化などを通じて有効に機能していくツールであると考えております。

先ほど全国LPガス協会の北嶋会長からもお話ありましたが、この度の認定販売事業者制度の見直しは、こうした優れた集中監視システムの普及拡大につながるものであり、時宜を得たものと考えております。ぜひ推進のほどをお願いしたいと思います。我々LPガス業界としても、この普及拡大に一層努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○橘川委員長 山田委員、お願いたします。

○山田委員 ありがとうございます。集中監視システムということで、全ての危険を網羅したとていいシステムだと思います。いろいろなサービスもございます、とてもいいサービスだと思いますけれども、素朴な疑問です。消費者には具体的にどれぐらいのパーセントでコストがかかってくるのか、それと具体的にどのぐらいのコストになるのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○橘川委員長 それも後で。他にはいかがでしょうか。堀口委員、お願します。

○堀口委員 質問なのですが、このシステムを導入すると、最初の資料1-1からすると、今の事故の重大な事故は多分このシステムを使っても防げなくて、ヒューマンエラーだったかなと思うのですが、それ以外のいわゆる漏えいの部分の事故の防止に一番寄与すると考えてよろしいのでしょうか、という点が質問です。

○橘川委員長 他はいかがですか。私も山田委員に近い質問をさせていただきたいのですが、自由化になると多分電力とLPガスのセット販売というのかなり重要なポイントになると思うのですが、例えばメーター的には、電力のスマート化とこの話とはどういう関係になるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

他はよろしいでしょうか。——それでは、ひとまずそこまで、まず谷合オブザーバーと大本室長にお答え願いたいと思います。

○谷合オブザーバー 電力メーターとガスメーターの違いについてですが、電力メーターは、電力スマートメーターの中に通信機能が入っており、10電力会社のセンターに直接データが送信される形になっています。ガスメーターは、通信機によりガス事業者様のセンターにデータが送信されるのですが、ここで大きな違いは、ガスの場合はメーターや通信機を電池で10年間駆動させなければならないので、非常に低消費電力の通信方法が求められるということに対して、電力のスマートメーターはAC給電ができる場所であり、電力の通信方式をそのまま採用するとなると少しハードルがあるというところがございます。

コストについては、資料3-1の6ページで御説明をさせていただきましたように、集中監視システムは、保安の高度化以外にもガス事業者様の検針の省力化や配送のコストの効率化等、様々なコストの効率化につながるというのがメリットです。集中監視のコストをどのように消費者様に付加しているのかについては、各ガス事業者様の考えによるかとは思いますが、基本的にはこのような検針、配送等の事業者様のコスト効率化の中で吸収をしているケースが多いのではないかと考えております。

○橘川委員長 北嶋委員、もし補足がありましたら。

○北嶋委員 集中監視の金額はどうかという話につきまして申し上げます。先程申し上げましたとおり、当社は昭和61年から集中監視をやることにしたわけでありましてけれども、集中監視をやる前は、価格ではなくて、ガスが漏れて事故を起こさないようにという単純な考え方の中で、警報器を売っておりましたので、それよりも安くするというのも、あるいはそれ以上に高くするというのではなくて、同じ価格体制でやれないかなという強い思いの中で、集中監視システムを進めていこうということで、できるだけコストを低い形でお客様にご理解をいただきながら、推進してきているわけでございます。

○橘川委員長 では、大本室長。

○大本ガス安全室長 堀口委員から、集中監視システムというところでの今の事故という話もありますけど、器具の消し忘れとかでつけっ放しにしたとか、ガスが漏れたとか、そういうときに、まさにこのシステムというのは効いてくると思っています。特に、ガス漏れ警報器とか、場合によっては今回の要件になっていますCO警報器、こういうことと連動遮断することで、さらにガス事故防止につながってくるのかなと思っています。

ちなみに、認定販売事業者につきましては、過去10年間で1件だけ重大事故がありますが、死亡事故は起きてないというような状況になってございます。

委員からの政策的な課題ということで、保安に関しては今回の認定販売事業者制度、こういうことを2段階にするとか、場合によっては愛称ということで、先ほどゴールドとか保安認定事業者とか、国また都道府県が認定する販売事業者、こういうことをあらゆる機会を通じて周知、PRしていきたいと思っております。

また、支援策という関係では、資源エネルギー庁でも構造改善事業ということで支援をしていますので、紹介していただければと思います。

○田久保石油流通課企画官 資源エネルギー庁の石油流通企画官をしています田久保と申します。御指摘のとおり、非常にこれは我々としても重要なものだと思っております。

具体的には保安の向上というのみならず、あと事業者様の業務の効率化という点でも非常にメリットがあると、このように考えております。

従いまして、我々としても、こういったことを重要視しまして、構造改善事業という事業名で、LPガス販売事業者に対して設置費用の2分の1を補助させていただいています。予算総額としては大体5億円ぐらいです。

あと、今後ますます料金の自由化に対応する取り組みというのが非常に重要になってまいります。今テレメータリング推進協議会様の方からもありましたとおり、これが非常に料金の見える化にもつながっていくものということを指摘していただきました。この点も非常に我々重要視しておりまして、そのような透明化の観点からも重要だということで、28年度予算においても、同額程度の5億円超の要求というのをさせてもらっているというところでございます。

○橘川委員長　よろしいでしょうか。北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員　もう一度、集中監視が高いのか安いのか、これはもっともっと普及することにより導入費が安くなればもっと安くなるのではないかなと思っておりまして、当社としては、警報器のリースと同じ金額で集中監視システムを推進しているところでございます。以上でございます。

○橘川委員長　他にはよろしいでしょうか。明日は3・11から5年という日に、今日、この産構審と総合エネ調と両方でLPガスの会議を我々はやるわけです。それだけLPガスに対する期待が高まっている。だけど一方で、いい話ばかりどうしても紹介されますけれども、それが広がってないというところにまだ問題があるわけで、そのためにどうするかということを今日も議論しましたし、この後、取引制度の話の議論もするということになるのではないかと、こういうふうに思います。それでは、大本室長。

○大本ガス安全室長　ありがとうございました。予定した議事は終了したということで、議事要旨につきましては、事務局で作成し、ホームページ上で公開させていただきたいと考えてございます。議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後に公開することを予定しております。追って事務局より確認の依頼をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○橘川委員長　では、委員の皆さん、活発な御議論ありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—了—